

答申第1号

諮問第1号

件名：令和4年2月10日「政治倫理審査会会議録」の非公開（秘密会）とした部分の公文書非公開決定に関する件

答 申 書

1 審査会の結論

愛西市議会（以下「実施機関」という。）が、公開請求に係る公文書について非公開とした決定は、理由付記に不備があることから、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

（1）本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和6年7月19日付けで愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号。以下「条例」という。）に基づき行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、実施機関が令和6年8月2日付けで行った公文書非公開決定（以下「原処分」という。）の一部取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由の要旨

ア 原処分における非公開決定通知書の「公開しないこととした根拠規定及びその理由」欄には、「条例第5条第1項（法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により、従う義務のある主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報）」の記載しかなく、根拠規定を単に示しているだけであり、条例上の非公開情報にいかなる理由で該当するかについて了知し得るものではない。このことから、原処分に係る理由の提示は不十分であり、理由付記の要件を欠いているため、原処分の取り消しを求める。

イ 愛西市議会議員政治倫理条例（平成24年愛西市条例第21号。以下「倫理条例」という。）第8条第8項の「会議を非公開とすることができる」という条文は、議事録の非公開の判断とは別物であり、この条文をもって議事録を非公開とすることはできないことは明らかであることから、原処分を取り消し、対象文書のうち個人情報を除く部分を公開するよう求める。

3 実施機関の弁明の内容

（1）弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 非公開情報への該当性について

本件対象公文書に記載された情報は、倫理条例第8条第8項の規定に基づき非公開とされた部分の議事に関する情報であり、条例第5条第1号で規定する非公開情報に当たることから、原処分を行ったところである。

イ 原処分に係る理由の提示について

非公開決定の理由については先述のとおりであり、通知書に他の法律若しくはこれに基づく政令の規定を追記したとしても非公開決定の取消しとはならない。

(3) 結論

以上のとおり原処分には、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 原処分に至る状況

ア 審査請求人は、令和6年7月19日付けで「令和4年2月10日「政治倫理審査会会議録」の非公開（秘密会）とした部分」について公文書公開請求を行った。

イ 実施機関は、当該文書に記載されている政治倫理審査会の会議が非公開とされた部分については、情報公開条例第5条第1号において規定する非公開情報に当たるとして、原処分を行った。

ウ 審査請求人は、原処分は理由付記に不備があり、取り消されるべきだとし、令和6年10月21日付けで審査請求を行った。

(2) 理由付記について

愛西市行政手続条例（平成17年愛西市条例第10号。以下「手続条例」という。）第8条第1項では、実施機関は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定されている。

この理由付記の制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申し立てに便宜を与えるところにある。すなわち、公開請求者において、条例第5条各号の非公開事由のどれに該当するのかをその理由とともに了知し得るものでなければならず、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって公開請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、手続条例の要求する理由付記としては十分ではない。理由付記が不十分な場合、当該処分は不当な処分となり、その処分は取り消されるべ

きものである。

原処分における非公開決定通知書の「公開しないこととした根拠規定及びその理由」欄には、「愛西市情報公開条例第5条第1号（法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により、従う義務のある主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報）」と記載されているのみであり、理由が付記されていないことは明白である。従って、その余の点を判断するまでもなく、原処分は取消されるべきであるが、念のため弁明書の主張について次の点を付言する。

（３）弁明書の主張について

実施機関は弁明書において、倫理条例第8条第8項の「会議を非公開とすることができる」規定に該当することから違法ではない旨を主張するが、そもそも上記のとおり非公開決定通知書には根拠規定及びその条文の記載しかないのであるから、弁明書において理由を主張したとしても、非公開決定処分に理由を付記したことにはならず、実施機関の主張は失当である。

また、弁明書に記載された理由も、会議を非公開（秘密会）とした根拠にはなり得ても、その議事録を非公開とする根拠そのものではなく、理由としては不十分である。

（４）まとめ

以上により、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

年 月 日	内 容
R 7 . 5 . 8	諮問（弁明書の写しを添付）
R 7 . 8 . 1 (令和7年度 第1回審査会)	一回審議
R 7 . 9 . 3	答申